

## 資料編



## 資料 1 検討・審議経緯と委員名簿

## (1) 検討経緯

平成21年	5月29日	第1回文京区都市マスタープラン改定検討連絡会 主な議題：改定体制、スケジュール、改定にあたっての新しい視点
	6月19日	平成21年第2回文京区議会定例会建設委員会 報告：都市マスタープランの改定について
	6月30日	第1回文京区都市マスタープラン改定検討協議会 主な議題：改定体制、スケジュール、改定にあたっての新しい視点
	8月28日	第2回文京区都市マスタープラン改定検討連絡会 主な議題：現行都市マスタープランの検証、都市マスタープラン改定の方向性等
	9月11日	第2回文京区都市マスタープラン改定検討協議会 主な議題：現行都市マスタープランの検証、都市マスタープラン改定の方向性等
	9月18日	平成21年第3回文京区議会定例会建設委員会 報告：都市マスタープランの検証について
	9月26日 ～11月12日	都市マスタープランの改定に向けた区民意見交換会を15回開催
	12月1日	第7回文京区基本構想策定協議会 報告：都市マスタープランの改定について
	12月14日	第3回文京区都市マスタープラン改定検討連絡会 主な議題：区民意見交換会における意見と対応案、都市マスタープラン（中間のまとめ）（案）について
平成22年	1月12日	第3回文京区都市マスタープラン改定検討協議会 主な議題：区民意見交換会における意見と対応案、都市マスタープラン（中間のまとめ）（案）について
	1月20日	文京区基本構想策定協議会第7回まちづくり・環境分科会 報告：都市マスタープラン（中間のまとめ）について
	2月1日	平成21年度第2回文京区景観審議会 報告：都市マスタープラン（中間のまとめ）について
	3月2日	平成22年第1回文京区議会定例会建設委員会 報告：都市マスタープランの改定（中間のまとめ）について
	3月3日 ～4月2日	パブリックコメントの実施（中間のまとめ）
	3月9日 ～3月19日	中間のまとめ区民説明会を5回開催

平成22年 (つづき)	4月28日	第4回文京区都市マスタープラン改定検討連絡会 主な議題：都市マスタープラン（素案）の作成に向けた検討について
	5月21日	第4回文京区都市マスタープラン改定検討協議会 主な議題：都市マスタープラン（素案）の作成に向けた検討について
	7月8日	第5回文京区都市マスタープラン改定検討連絡会 主な議題：都市マスタープラン（素案）の検討について
	7月26日	第5回文京区都市マスタープラン改定検討協議会 主な議題：都市マスタープラン（素案）の検討について
	9月1日 ～9月30日	パブリックコメントの実施（素案）
	9月7日 ～9月14日	素案区民説明会を5回開催
	9月17日	平成22年第3回文京区議会定例会建設委員会 報告：都市マスタープランの改定（素案）について
	10月25日	平成22年度第1回文京区景観審議会 報告：都市マスタープラン（素案）について
	11月8日	第6回文京区都市マスタープラン改定検討連絡会 主な議題：都市マスタープラン（最終案）の検討について
	11月24日	第6回文京区都市マスタープラン改定検討協議会 主な議題：都市マスタープラン（最終案）の検討について

## (2) 審議経緯

平成21年	5月12日	平成21年度第1回文京区都市計画審議会 報告：都市マスタープランの改定について
	11月18日	平成21年度第3回文京区都市計画審議会 報告：都市マスタープラン改定の方向性等について
平成22年	2月8日	平成21年度第4回文京区都市計画審議会 都市マスタープランの改定（諮問） 議題：都市マスタープランの改定（中間のまとめ）について
	8月30日	平成22年度第1回文京区都市計画審議会 議題：都市マスタープランの改定（素案）について（継続審議）
	12月16日	平成22年度第2回文京区都市計画審議会 議題：都市マスタープランの改定（改定案）について（継続審議）
平成23年	1月18日	都市マスタープランの改定（答申）

### (3) 委員名簿

#### 文京区都市マスタープラン改定検討協議会 委員

会長	大方 潤一郎	東京大学大学院工学系研究科工学部都市工学専攻教授
副会長	清水 泰博	東京藝術大学美術学部デザイン科教授
委員	大森 宣暁	東京大学大学院工学系研究科都市工学専攻准教授
〃	村松 孝四郎	文京区町会連合会会長(平成22年5月まで)
〃	渡辺 泰男	文京区町会連合会会長(平成22年6月から)
〃	岩井 隆	東京商工会議所文京支部会長
〃	小能 大介	文京区観光協会常任理事
〃	太田 貴之	公募委員
〃	小田切 淳子	公募委員
〃	小野寺 榮光	公募委員
〃	鹿野 正樹	公募委員
〃	山名 興子	公募委員
〃	青山 忠司	文京区企画政策部長(平成22年3月まで)
〃	瀧 康弘	文京区企画政策部長(平成22年4月から)
〃	渡部 敏明	文京区区民部長(平成22年4月から)
〃	徳田 隆	文京区アカデミー推進部長
〃	小野 孝道	文京区都市計画部長
〃	松田 照雄	文京区土木部長(平成22年3月まで)
〃	小須田 喜則	文京区土木部長
〃	三縄 毅	文京区資源環境部長

※区職員委員の役職の変更は記載していません。

文京区都市マスタープラン改定検討連絡会 委員

会長	小野 孝道	文京区都市計画部長
委員	小野澤 勝美	文京区企画政策部企画課長
〃	竹田 弘一	文京区総務部防災課長
〃	手島 淳雄	文京区区民部区民課長(平成22年3月まで)
〃	山本 育男	文京区区民課長事務取扱区民部参事(平成22年4月より)
〃	吉田 雄大	文京区区民部経済課長
〃	小野 光幸	文京区アカデミー推進部観光・国際担当課長
〃	江口 進	文京区福祉部高齢福祉課長
〃	椎名 裕治	文京区福祉部障害福祉課長
〃	得永 哲也	文京区保健衛生部生活衛生課長(平成22年3月まで)
〃	毛利 俊光	文京区保健衛生部生活衛生課長(平成22年4月より)
〃	田中 正文	文京区都市計画部計画調整課長(平成22年3月まで)
〃	中村 賢司	文京区計画調整課長事務取扱都市計画部参事
〃	野田 康夫	文京区都市計画部指導課長(平成22年3月まで)
〃	吉谷 太一	文京区都市計画部指導課長(平成22年4月より)
〃	廣瀬 誠一	文京区都市計画部住宅課長
〃	高橋 征博	文京区都市計画部地域整備課長
〃	中島 均	文京区都市計画部建築課長
〃	遠藤 道雄	文京区土木部管理課長
〃	海老澤 孝夫	文京区土木部道路課長
〃	小澤 信雄	文京区土木部みどり公園課長
〃	田代 純子	文京区資源環境部環境政策課長(平成22年3月まで)
〃	鈴木 健之	文京区資源環境部環境政策課長(平成22年4月より)
〃	鵜沼 秀之	文京区施設管理部施設管理課長(技術)(平成22年4月より)
〃	佐藤 正子	文京区庶務課長事務取扱教育推進部参事(平成22年3月まで)
〃	曳地 由紀雄	文京区庶務課長事務取扱教育推進部参事(平成22年4月より)

※委員の役職の変更は記載していません。

## 資料2 主なまちづくり手法一覧

部門ごとに、区において実施されているまちづくりに関連する主な事業、または制度等のまちづくり手法を示します。

(平成22年度現在)

部門	ハード系の主な手法	ソフト系の主な手法
土地利用方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市街地再開発事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●まちづくりコンサルタント派遣</li> <li>●まちづくり協議会助成</li> <li>●再開発事業適地地区助成</li> <li>●地球温暖化対策の推進</li> </ul>
道路・交通ネットワーク方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●道路のバリアフリー</li> <li>●コミュニティ道路の整備</li> <li>●自転車駐車場の整備</li> <li>●自転車レーンの設置</li> <li>●主要幹線道路などの整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●バリアフリーマップの作成</li> <li>●駅周辺の放置自転車の整理</li> <li>●交通安全普及広報活動</li> <li>●まち歩きルートの開発</li> <li>●案内標識等の統一化計画の策定</li> <li>●コミュニティバス運行補助</li> </ul>
緑と水のまちづくり方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●公園・児童遊園の維持工事</li> <li>●生垣造成補助</li> <li>●屋上・壁面緑化の補助</li> <li>●主要幹線道路などの街路樹の維持・管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●公園再整備基本計画の策定</li> <li>●目白台運動公園の管理運営</li> <li>●樹木・樹林の保護育成</li> <li>●緑化指導制度</li> </ul>
住宅・住環境形成の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高齢者住宅設備等改造事業</li> <li>●商店街環境整備事業補助</li> <li>●住宅用太陽エネルギー利用促進事業</li> <li>●省エネルギー機器利用促進事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●マンション管理適正化支援事業</li> <li>●区営住宅、シルバーピア、障害者住宅、区民住宅などの管理運営</li> <li>●住み替え家賃助成、住宅あっせん、高齢者等入居支援</li> <li>●地域の防犯活動補助</li> </ul>
景観形成の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●幹線道路などにおける無電柱化</li> <li>●神田川の法面の風致地区としての環境整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●都市景観賞などの表彰制度の推進</li> <li>●景観協議制度</li> </ul>
防災まちづくり方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●耐震改修促進事業</li> <li>●細街路拡幅整備事業</li> <li>●雨水ます・浸透ます及び透水性舗装の機能回復のための清掃</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●細街路整備現況等調査</li> <li>●緊急輸送道路沿道建築物等耐震化促進事業</li> <li>●区民防災組織の活動助成</li> <li>●流水の正常な機能確保のため神田川護岸の保護</li> <li>●水害ハザードマップの改訂</li> </ul>
魅力を生かすまちづくり方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●（仮称）森鷗外記念館整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●文京花の五大まつり、文京朝顔・ほおずき市、下町まつり助成</li> <li>●文の京ロード・サポートの推進</li> <li>●文化財保護</li> </ul>

## 資料3 用語解説

### あ行

アクセス	行くこと。到達すること。連絡しやすいこと。
雨水貯留浸透施設	雨水貯留施設及び雨水浸透施設の総称。 貯留施設は、公園、校庭、集合住宅の棟間等の空地进行、本来の土地利用機能を損なうことがないように、比較的浅い水深の雨水を一時的に貯留することにより、雨水の流出抑制を図る施設。建築物の地下を利用し、設置する貯留槽も含む。 浸透施設は、地表あるいは、地下の浅い所から雨水を地中へ分散、浸透させる施設。浸透ます、浸透トレンチ、道路浸透ます、雨水浸透ます、透水性舗装、浸透井などがある。
延焼遮断帯	地震に伴う市街地火災の延焼を阻止する機能を果たす道路、河川、鉄道、公園等の都市施設及び、これらと近接する耐火建築物等により構成される带状の不燃空間。震災時の避難経路、救援活動時の輸送ネットワークなどの機能も担う。
オープンスペース	公園・広場・道路・河川・樹林地など、建築物によって覆われていない土地の総称。加えて、宅地内における広場や歩行者空間、植栽地として整備された空間や建築物間の空地などをさす。

### か行

街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園。標準面積は0.25ヘクタール、誘致距離は250mとされている。
神田川景観基本軸	東京都景観計画において、歩いて楽しい神田川の景観形成のために位置付けられた軸。対象範囲は、神田川の区域、神田川の両側からそれぞれ30mの陸上の区域を合わせた部分及び日本橋川である。一定規模以上の建築物の建築等に対しては届出が必要となる。
帰宅困難者	災害時に、徒歩により帰宅することが困難な人。
区民防災組織	災害に備える手段を講じ、自ら災害時の危険を除去するなど、防災に関する住民の責務を全うするため、地域住民が自分たちのまちは自分たちで守るという連帯感に基づき、町会や自治会などを単位として自主的に結成する組織。
景観行政団体	景観法に基づいて良好な景観形成のための具体的な施策を実施していく自治体。都道府県、政令指定都市及び中核市は自動的に景観行政団体となり、その他の市区町村は、知事との協議・同意により、景観行政団体になることができる。景観行政団体になると、法的に強制力を持つ取り組みができるなど、効果的で実効性のある景観行政を行うことができる。



景観法	良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定その他の施策を総合的に講ずることにより、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び、個性的で活力ある地域社会の実現を図るため、行為規制や公共施設の特例、支援の方策などを定めた法律。景観法自体が都市景観を規制しているわけではなく、景観行政団体が景観に関する計画や条例を作る際の根拠となる。
公開空地	建築物の敷地内の空地のうち、日常一般に不特定の人々に公開される通路や広場等の空間。このうち、建築基準法59条の2に規定された総合設計による建築物の敷地内のうち、歩行者が日常自由に通行または利用することができる部分を指すこともある。
工業等制限法	「首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律」の略称。首都圏への過度の産業・人口集中を防ぐため、東京23区を中心とする地域で工場や大学の新設及び増設を制限するもので、昭和34年に制定されたが、平成14年7月に廃止された。
高度地区	都市計画法に基づき、市街地の環境を維持し、又は土地利用の増進を図るため、建築物の高さの最高限度又は最低限度を定める制度。
コミュニティ道路	歩行者が安全かつ安心して利用できる、道路環境の創出を目的として整備する道路。
コミュニティバス	交通の不便な地域の解消を進めるとともに、高齢者等の外出支援、観光や商業振興など、まちの活性化等を目的に運行を確保するバス。

## さ行

災害時要援護者	災害発生時に必要な情報を把握し、自らの身を守ることや避難することが困難で、支援を必要とする人(寝たきりや一人暮らしの高齢者、身体障害者、知的発達障害者、精神障害者など)。
細街路	一般交通の用に供されている、現況幅員4m未満の狭い道路。
市街地開発事業	総合的な計画に基づいて、一定の地区内で面的に公共施設の整備と宅地の開発を一体的に行う事業。土地区画整理事業や市街地再開発事業などがある。
市街地再開発事業	市街地開発事業の一つ。都市再開発法に基づき、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、建築物と建築敷地の整備並びに公共施設の整備を行う事業。
修景	元来は庭園美化などを意味する造園上の用語。建築物や、道路・公園などの公共施設の形態・意匠・色彩を周囲のまち並みに調和させることなど、都市計画的な景観整備一般のこと。
住宅市街地の開発整備の方針	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(大都市法)に基づき、良好な住宅市街地の開発整備を図るため東京都が策定した長期的かつ総合的なマスタープラン。住宅市街地のうち、一体的かつ総合的に整備し、又は開発すべき重点地区として、文京区内では9地区が選定されている。

住宅ストック	ある一時点における、それまで蓄積されたすべての住宅の総量。
準工業地域	用途地域の一つで、主に環境悪化の恐れのない工場等の利便を図る地域。住宅や商店など多様な用途の建築物が建てられる。
商業地域	用途地域の一つで、主に商業等の業務の利便の増進を図る地域。商業、業務活動の障害となる工場等の建築に規制があるほかは、ほとんど全ての商業施設が建てられる。
親水空間	水を主題とし、意図的に水と親しむことを主目的にした場所。水にふれること、接することに加え、眺めることなども含まれる。
水害ハザードマップ	大雨によって河川等が増水し、水があふれた場合の浸水予測結果(平成15年7月東京都作成)に基づいて、浸水する範囲とその程度及び各地域の避難所を示し、緊急時の避難などに役立つよう文京区が作成したマップ。
戦災復興土地区画整理事業	昭和21年に制定された旧特別都市計画法に基づき、戦後の焼土化した都市の復興を目的として実施された土地区画整理事業。文京区内では面積約1,400ヘクタールについて実施された。
促進区域	積極的な土地利用の実現を目的とした都市計画のこと。市街地の再開発を促進する市街地再開発促進区域などがある。

## た行

第一種低層住居専用地域	用途地域の一つで、低層住宅の良好な住環境を保護するための地域。12種類の用途地域の中で最も厳しい規制がかけられている。
地域地区	地域ごとの性格に応じて建築制限等を行うために定める都市計画。用途地域、特別用途地区、高度地区、風致地区などの種類がある。
地域冷暖房施設	温水、冷水、蒸気などの必要な熱媒体を集中的に製造し、導管を通じてこれをオフィスや商業施設など一定区域内の複数の建築物に供給する施設。冷暖房システムを集中させるため、熱エネルギーの有効利用、二酸化炭素(CO <sub>2</sub> )削減等に役立つ。文京区内では後楽一丁目で稼働している。
地球温暖化	大気中の二酸化炭素(CO <sub>2</sub> )などの温室効果ガスの量が増えることで、地球全体の平均気温が上昇し続けている現象。
地区計画	都市計画法に基づき、地区レベルのまちづくりの要請に応え、比較的小規模の地区を対象に建築物の形態、公共施設の配置などをきめ細かく定め、その地区にふさわしい良好なまちづくりを進めるための制度。
低炭素型まちづくり	環境負荷の小さな都市構造に転換するために、これまで都市に関わる交通やエネルギー、みどりなどの各部門において取り組んできた、二酸化炭素(CO <sub>2</sub> )など温室効果ガスの排出削減効果を一層高め、都市構造全体を見据えた総合的なまちづくり。

東京都景観計画	景観法を活用した届出制度や景観重要公共施設の指定などに加え、東京都独自の取り組みとして、大規模建築物等の事前協議制度など、良好な景観形成を図るための具体的な施策を示した計画。
透水性舗装	舗装の上部層から下部層まで全体が水を通すタイプの舗装。雨水を地中に還元する性質をもち、水循環環境の育成(街路樹育成)や雨水の流出を抑制する効果があるとされる。
特別工業地区	都市計画法に基づき、住宅の混在率の高い準工業地域において、住環境を保全し中小工場を保護することを目的として、工場の用途や規模などの規制を行う地域地区。
都市型産業	都市を舞台に活動する産業。文京区においては、これまで印刷関連や医療機器関連産業などの企業立地が特徴であったが、近年では学習支援関連産業などの企業立地が増えている。
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	都市計画法に基づき、長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともに、その実現に向けての大きな道筋を明らかにする東京都が策定したマスタープラン。都市計画区域マスタープランともいう。区域区分に関する方針に加え、主要な都市計画の決定方針などを定めている。
都市計画法	都市計画の内容及びその決定手続などに関し必要な事項を定めることで、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする法律。
都市再開発の方針	都市再開発法に基づき、市街地における再開発の各種施策(市街地再開発事業、土地区画整理事業、地区計画等、ほか)を長期的かつ総合的に体系づけた東京都が策定したマスタープラン。再開発の適正な誘導と計画的な推進を図ることを目的としている。特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区として、文京区内では8地区が定められている。
都市施設	都市生活に必要な不可欠な施設で、良好な都市環境を保持するための施設の総称。都市計画法では、道路、都市高速鉄道、河川、公園、緑地、水道・電気・ガス等の供給施設、下水道、ごみ焼却場などが列挙されている。
都市防災不燃化促進事業	避難場所や避難路の周辺を不燃化促進区域に指定し、その区域内で耐火建築物に建替える場合に建築費の一部を助成することにより、建築物の不燃化を促進し、災害に強いまちづくりを進める事業。
都心共同住宅供給事業	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(大都市法)に基づき、一定の条件のもと、共同住宅建築費の一部助成等を行うことにより、都心に良質な住宅の供給を促進し、住宅市街地の整備を図る事業。
土地区画整理事業	市街地開発事業の1つ。土地区画整理法に基づき、都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を図るために行われる土地の区画や形質の変更、公共施設の整備に関する事業。

## は行

---

バリアフリー	障害者や高齢者などが社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去すること。
ヒートアイランド現象	人工的な排熱の増加及び自然空間の減少により、地表面での熱吸収が行われずに、都市部に熱が溜まる現象で、自然の気候とは異なった都市部独特の局地的な気温の上昇のこと。等温線を描くと島の形に似るので、その名がある。
避難所	災害のため被害を受けた者、または受ける恐れのある者のうち、避難しなければならない者を一時的に受け入れ、保護するために、区立小・中学校などに開設する避難生活のための場所。
避難場所 (広域避難場所)	建築物の倒壊、火災、水害などにより避難所が危険な状態になったとき、一時的に身を守るため避難することができる安全な場所。
避難路	地震の発生による建築物の倒壊、火災、水害などの災害により、著しい被害が発生する恐れのある地域などにあつて、住民を避難所及び避難場所へ安全に避難させる道路。
風致地区	都市計画法に基づき、自然的景観を維持し、樹林地等の緑の保存を図るべき区域に指定する環境保全のための制度。建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採等の行為について規制がある。文京区においては、水道橋より昌平橋にいたる神田川、中央線線路敷を含む一帯(お茶の水)と、江戸川公園、新江戸川公園、椿山荘を含む神田川沿いの一帯(関口台)の2地区で指定されている。
不燃空間	→「面的な不燃空間」の項で解説。
文の京(ふみのみやこ)ロード・サポート	道路の清掃や植樹帯を活用した美化活動など、地域が主体となって快適なみちづくりを進めていく制度。
文京花の五大まつり	毎年四季折々の花をテーマに、湯島天満宮や根津神社、白山神社、播磨坂を会場として行われる、地域が主体となった大きなイベント。
防災街区整備方針	阪神・淡路大震災を受け公布された、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(密集法)に基づき、東京都が策定したマスタープラン。防災上危険性の高い木造住宅密集地域について、計画的な再開発又は開発整備により、延焼防止機能及び避難機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用が図られる防災街区の整備を促進し、安全で安心して住めるまちとして再生を図ることを目的とする。文京区内では特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区(防災再開発促進地区)として、2地区が指定されている。

防災生活圏促進事業	防災生活圏の形成を具体的に推進するため、防災生活圏の外郭を形成する延焼遮断帯の整備とこれに囲まれた圏域内で、ハード・ソフトの両面にわたる防災まちづくりを総合的に進めていくことにより、防災生活圏を形成し、安心して住める、逃げないで済むまちづくりを目的とした事業。
防災都市づくり推進計画	阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、平成7年度に東京都が策定した計画で平成15年度と平成21年度に改定された。災害に強い都市の早期実現を目指し、市街地火災の延焼を防止する延焼遮断帯の整備、木造住宅密集地域等の防災上危険な市街地の整備等について、整備目標、整備方針を定めるとともに、具体的な整備プログラムを定めている。
ポケットパーク	都市環境を改善するため、植栽に加えて休憩施設や彫刻などを設置した道路敷地内等の余剰スペース。

## ま行

---

無電柱化	電線類の地中化や軒下・裏配線などにより、道路上から電柱を無くすこと。
面的な不燃空間	耐火建築物などにより面的に火災を防ぎ、逃げないですむ一定のまとまりのある、防火地域が指定された市街地及びまとまった緑の空間。 まとまった緑の空間は、「3 まちづくりの目標と将来構造」の「図3-3 将来都市構造図」において位置付けたもの。
木造住宅密集市街地整備促進事業	木造住宅が密集し特に老朽住宅の立地割合が高く、かつ道路・公園などの公共施設等の整備が遅れている地域において、老朽建築物等の建替を促進するとともに、道路・公園などの公共施設を整備し、防災性向上と居住環境の整備を総合的に行うことを目的とした事業。

## や行

---

ユニバーサルデザイン	あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、国籍、言語、文化などにかかわらず、多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。
容積率	敷地面積に対する建築物の延床面積の割合。
用途地域	都市計画法に基づき、地域ごとの性格に応じて土地の合理的利用を図り、市街地の環境の整備、都市機能の向上を目的として、建築物に一定の制限を加える制度。全部で12種類があり、文京区内ではそのうちの8種類が定められている。

## ら行

---

ライフライン	都市生活や都市活動を支えるために、地域にはりめぐらされている電気・ガス・上下水道等の供給処理施設や、電話やインターネット等の通信設備などのこと。
緑視率	人の普通の視野の範囲で撮影された写真を用い、その中に占める樹木等の緑の面積占有から算出される緑の割合。
緑被率	樹木地、植栽地、草地などの植物で被われた面積(緑被地)が、土地の面積に占める割合。
レンタサイクル	自転車を貸し出す事業。春日自転車駐車場にあるレンタサイクルでは坂の多いまち文京区向けとして、電動アシスト自転車も貸し出している。

用語解説の作成にあたっては、国土交通省、東京都、文京区などの文献やホームページなどを参考にしました。

## 文京区都市マスタープラン

---

平成23年(2011年)3月

発行/文京区

編集/都市計画部計画調整課

〒112-8555

東京都文京区春日一丁目16番21号

電話 03-3812-7111(代表)

---

再生紙を使用しています。

印刷物番号 G0210021

頒布価格 550円

